

太田市美術館・図書館美術作品等収蔵委員会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、太田市附属機関設置条例（令和7年太田市条例第1号）第5条の規定に基づき、太田市美術館・図書館美術作品等収蔵委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 美術館・図書館が購入、寄贈、寄託又は移管により収集する美術作品等の選定及び評価に関すること。
- (2) 美術館・図書館が収蔵する美術作品等の保全及び処分に関すること。
- (3) その他美術に係る専門的事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員4人以内をもって組織する。

2 委員は、美術に関する専門的知識を有する者のうちから、市長が任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 市長は、専門的分野の案件を審議させる必要があるときは、臨時委員を任命することができる。

(委員長)

第4条 委員会に、委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員会は、委員の3人以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(部会)

第6条 委員会に、必要に応じて部会を置くことができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、美術館・図書館において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。